いて特別に起こすことができることとされた地方債の額	
十二　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成二十三年度から令和元年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額
［(1)～(8)　略］	
(9)　令和元年度東日本大震災全国緊急防災施策等債	
緊急防災・減災事業債分	
ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	
(1)　令和元年度国土強靭化施策債	
ア　防災・減災・国土強靭化緊急対策事業分	
(ｱ)　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和元年度市町村国土強靭化債六十・〇％分」という。）	
(i)　令和元年度市場公募都市に係るもの	
(ii)　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	
(ｲ)　(ｱ)に掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和元年度市町村国土強靭化債五十・〇％	
十三　国土強靭化施策債償還費	令和元年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

おいて特別に起こすことができることとされた地方債の額	
十二　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成二十三年度から平成三十年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額
［(1)～(8)　同上］	
［新設］	
［新設］	